

緊急事態宣言の発令に伴う幼稚園、小中学校の教育活動について

令和3年7月8日、国は令和3年7月12日から8月22日までの期間、都を対象区域とした緊急事態宣言を発令しました。東京都に緊急事態宣言が発令されている期間は、幼稚園、小中学校において、以下のように新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて教育活動を行います。

1 幼児・児童・生徒に対する指導

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- ・ 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）を再確認します。
- ・ 毎朝の検温及び健康観察を徹底（体調不良の症状が見られる場合は無理せず休養）します。
- ・ 教室等における密集を回避（児童・生徒等同士の間隔を可能な限り1m以上確保）します。
- ・ 教室の換気については30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にしたり、2方向の窓を同時に開けて授業を行ったりすることを徹底します。

(2) 学習活動について

①緊急事態宣言が発令されている期間中は、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い以下の学習活動を中止します。

（例）

- ・ 音楽における学級や学年全体での歌唱の活動や管楽器(リコーダー等)を用いる活動
※換気ができている環境での個別の歌唱や管楽器を用いる活動のみ実施
- ・ 家庭科における調理実習
- ・ 体育における身体接触を伴う活動(マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など)※水泳は身体接触を伴わないよう感染症対策を徹底して実施
- ・ グループや少人数等での話し合い活動
- ・ 児童・生徒が対面で顔を寄せ合って行う観察や実験

②オンライン学習等の実施または実施に向けた準備をします。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する不安から学校を欠席している児童・生徒に対し、タブレット端末を活用して週に1回程度のオンラインによる個別面談、児童・生徒へのオンラインによる課題の提示・提出等の実施
- ・ 一度に大人数の感染が発生した場合、全校一斉のオンライン授業を実施

(3) 部活動について

- ・ 部活動の練習及び大会への参加については、参加する生徒の保護者の確認
- ・ 運動系の部活動は、一定時間の身体接触がない運動、身体的距離を確保することができる運動を短時間実施。また、文化系の部活動は、身体的距離を確保するとともに飛沫感染の感染が少ない活動を短時間実施。
- ・ 部活動の練習は、感染症対策を十分に講じた上で、平日のみまたは、平日に加え土

日や休日等の短時間実施（昼食の喫食を挟んでの長時間練習は実施しない。）

- ・中学校体育連盟等が主催する大会には、感染症対策を講じた上で生徒参加
※都県境をまたがないで実施できる練習試合・合同練習等は、保護者の同意を得た上で短時間実施
- ・中学校体育連盟等の加盟団体が、連盟主催の大会に参加する場合、昼食の喫食時には、教員や部活動指導員の監督下で対面を避けて 2m以上の十分な間隔を空けて喫食するなど、喫食時の感染症予防策を徹底

(4)学校行事について

- ・緊急事態宣言が発令されている期間中は、児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事を中止
- ・緊急事態宣言が発令されている期間中は、修学旅行や夏季学園等の宿泊及び都県境をまたぐ移動を伴う行事を中止
- ・都内で実施する遠足や校外学習等の校外で行う行事は、徒歩での移動、借り上げバスでの移動、保護者の帯同による現地集合解散、電車等の公共交通機関による移動（電車の車両を別にするなどの混雑を回避する工夫）等の移動手段により感染症対策を講じた上で実施

(5)昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- ・喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用するよう給食指導を徹底
- ・児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしないよう指導を徹底
- ・休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしないよう指導を徹底

(6)保護者会、学校公開、教員研修等について

- ・緊急事態宣言が発令されている期間中は、期間内に予定している保護者会や学校公開等、幼児・児童・生徒及び教職員以外が来校する行事などの全校での一斉開催は原則として中止。ただし、PTA の役員会等、一部の保護者が来校するなど、人数を制限して短時間で行うことができるものは実施。
- ・夏季休業期間を含め、幼児・児童・生徒の学びを保障するための外部の方の来校、教員が研修を実施するための講師の来校は、3密を回避する等の感染症対策を講じて実施
- ・夏季休業期間を含め、緊急事態宣言期間に実施を予定している個人面談や三者面談については、身体距離の確保、会場の換気等の感染症対策を講じた上で実施

(7)放課後や休日、夏季休業日における感染症予防策及び生活指導の徹底

- ・放課後の速やかな下校
- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の回避
- ・繁華街やカラオケ、ゲームセンター等への外出の回避
- ・友達の家で遊ぶこと、友達との会食の回避
- ・食事中の会話の回避

3 家庭における感染症対策の依頼

(1)家庭における感染症予防策の徹底

これまでの感染者の感染経路において、家族内感染が最も多い状況から、家庭におけ

る感染を学校に持ち込まないため、家庭での感染予防の取組を一層徹底するよう改めて保護者に協力を要請します。

- ・ 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）の徹底
- ・ 毎朝の検温及び健康観察の徹底（家族等の同居者に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無理せず休養するよう依頼）
- ・ 十分な換気
- ・ 手が触れる場所などの消毒、タオルなどの共用の回避
- ・ 日中を含めた不要不急の外出の回避
- ・ 繁華街への外出の回避
- ・ 不要不急の都県境をまたぐ移動の自粛
- ・ 家族等の同居者で体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方の会食の回避
- ・ 家族等の同居者も含め会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などの徹底

(2)家庭から学校への連絡の徹底

- ・ 幼児・児童・生徒本人及び家族等の同居者が、PCR 検査を受けた場合、濃厚接触者となった場合、感染が判明した場合の速やかな学校への連絡の徹底

4 教職員等の健康管理の徹底

(1)基本的な感染症予防策の徹底

- ・ 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際のマスク着用）の徹底
- ・ 毎朝の検温及び健康観察の徹底（健康状態に不安がある場合は自宅で休養）
- ・ 委託事業者に対する健康管理の徹底

(2)昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- ・ 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスク着用（黙食の徹底）
- ・ 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話を回避
- ・ 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話を回避

(3)家庭における感染症予防策の徹底

- ・ 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）の徹底
- ・ 毎朝検温、健康観察の徹底（同居者等の家族にも協力を再度要請）
- ・ 十分な換気
- ・ 手が触れる場所などの消毒、タオルなどの共用の回避
- ・ 家族等の同居者で体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方の会食の回避
- ・ 家族等の同居者も含め会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底

(4)勤務時間外における感染症予防策の徹底

- ・ 日中も含めた不要不急の外出の回避
- ・ 繁華街への外出の回避
- ・ 不要不急の都県境をまたぐ移動の自粛

- ・大人数での会食等の自粛
- ・出勤時の可能な限りの混雑回避

現時点における判断であり、今後の感染状況の変化等に伴って、登校・登園の制限や教育活動の内容変更が必要な場合は、状況に応じて見直します。